

生徒心得

1 遵守すべき事項（特別指導について）

以下に該当する行為については、特別指導の対象とする。

ア) 学校の生活ルールを乱した行為

無断外出・無断早退、偶発的器物破損、立入禁止区域への侵入、試験中のスマホ鳴動
時間外部室利用（深夜・早朝等）

・無断外出とは始業時間(8:40)以降、無断で校外に出た場合。

イ) 学校の生活ルールを著しく乱した行為

車両（自動車・バイク）登校（土日祝日、放課後や最寄り駅への乗車を含む）、故意による器物破損、喫煙同席など

・器物破損については、弁償とする。

・保護者による自家用車等での送迎は、保護者または本人から事前に相談があった場合は認める。

・車両（自動車・バイク）の乗車は学校の授業時間中は禁止する。

ウ) 法令に違反する行為など

喫煙、飲酒など 試験中の不正行為

エ) 法規を逸脱した悪質な行為又は人権侵害に関わる行為又は（ア）～（ウ）に該当しない行為

いじめ、暴力行為（言葉による暴力を含む）、窃盗、カンパ（金銭等の強要）、のぞき、盗撮、適切でないSNSへの掲載、授業妨害、指導妨害など（ア）～（ウ）に該当しないもの

2 生徒規則

①登校時刻は8時35分、下校時刻は19時とする。

・8時40分には教室入室のこと。

・16時45分以降は定時制が校舎を使用するので立ち入り禁止。

・17時以降の活動については顧問の監督のもと認める。ただし19時完全下校。

・上履きは下履きと明確に区別できるものを使用する。

革靴等（下履きと紛らわしいもの）、スリッパ、サンダル等安全上望ましくないものは、上履きとして認めない。

体育館履きと明確に区別する。また、前庭は上履き使用厳禁である。

・食堂では上履きを使用する。

・各棟の非常階段及び出入口は平常時に使用しない。

②諸届（生徒規則第8条）

・欠席・遅刻・早退は事前または事後速やかに担任に届け出る。

なお欠席・遅刻の場合は、8時25分までに「欠席等連絡システム」へ連絡する。

・登校後の外出は認めていない。必要な場合には、必ず担任の許可を得ること。

③前庭・中庭の使用

・前庭及び中庭の利用は、歩行者や駐車に注意して安全に行えるものとする。

④食堂利用

・食堂は10時30分以降利用できるが、授業遅刻等にならないよう注意する。

・以下の時間帯は定時制優先とする。 16時00分～17時40分

⑤盗難・紛失対策

・持ち物はしっかり管理し必ず記名する。

・ロッカーには鍵をつけること。紛失・拾得・盗難については、必ず担任または職員室に届け出る。

⑥自転車通学

・自転車通学者は届けを出し、学校まで乗ってくる場合には必ずステッカーをつける。

・所定の駐輪場に施錠しておく。新部室横も駐輪可スペースとなっている。

・自転車保険への加入を原則とし、交通規則を遵守し、校門では安全確認を励行すること。

⑦健康管理・教育相談

- ア) 常に自己の健康に留意し、保持増進に努める。感染症の蔓延を防ぐため、体調不良の時は無理せずに欠席すること。
- イ) 保健室の利用については養護教諭の指示に従うこと。早退するときには連絡票を担任に提出すること。
- ウ) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーがどんな些細なことでも相談にのってくれますので、積極的に利用すること。場所はB棟3階小会議室（トーキングルーム）。

⑧部活動

ア) 活動日

- ・1週間の活動の中に必ず定休日（2日程度）を入れる。
- ・中間テスト3日前から、期末テスト4日前から及びテスト期間中は原則活動禁止とする。
（ただし、公式戦等が直近にある場合は校長の許可を得て活動する。練習時間は準備・片付けの時間は除き、90分以内とする。）
- ・夏休みの活動は原則25日以内とし、できるだけ連続した休養日を入れる。

イ) 活動時間

- ・下校時間：平日19時完全下校厳守（定時制の授業に迷惑にならないようにする。）
休日18時完全下校厳守。
- ・体育館、校舎内及び教室使用の各部活動は使用時間厳守のこと。
※体育館は定時制の授業に支障のない時間までに終了する。
（定時制の時間割については各顧問を通じて別途連絡）
- ・校舎内の活動：朝7時30分～8時20分 放課後 帰HR後～16時45分
- *定時制の授業のため、校舎内での活動はA棟は16時45分までに完全に退出する。
校舎外であっても、定時制の授業を妨げるような活動は行わないこと。
- *定時制の授業が16時55分から開始されるため、片付けには細心の注意を払うこと。
- *休日・長期休業中9時～17時（長期休業中で校内合宿がある場合は12時～14時30分音出し禁止）。
 - ・入試に関わる会議や、17時まで模試がある場合は、校舎内音出し禁止とする。
 - ・テスト実施日の活動は、全学年全生徒テスト終了後とする。
 - ・1つの学年が課業している場合は、その時間の活動はできない。

ウ) 運動系部活動の雨天時の校舎内練習

- A棟：ジョギング（スピードをつけたランニングは禁止）。歩行している生徒等に十分配慮すること。
1階渡り廊下、2階中央廊下：補強運動等軽いトレーニング。
- C棟：補強運動および柔軟等。準備室の前は原則禁止。
- B棟：3階中央廊下の使用は禁止。

エ) 校舎内での楽器練習活動場所

- 軽音楽部：A棟1F A16～18
- フォークソング部：A棟2F A26～28
- 吹奏楽部：A棟2F A21～25／3F A31～38
B棟3F B32・33